

履行保証制度事務取扱要領

平成9年4月1日 決裁

平成15年3月19日 決裁

平成17年3月25日 決裁

平成20年3月31日 決裁

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、工事請負契約に際し、当該工事の履行を確保するための履行保証制度の取扱について、岐阜市上下水道事業部契約規程(昭和41年水道部管理規程第3号。以下「契約規程」という。)に定めるほか必要な事項を定めるものとする。

(契約の保証)

第2条 工事請負契約における契約の保証については、金銭的保証を原則とし、上下水道事業政策課長は、当該工事の請負業者となる落札者(以下「請負業者」という。)に対して請負代金額の10分の1以上の金額を保証する別表第1の左欄に掲げる契約の保証の一を求めるものとする。

2 入札終了後、上下水道事業政策課長は、請負業者に対し、契約に先立ち、別表第1に掲げる契約の保証のいずれの方法を選択するかを確認するものとする。

(役務保証)

第3条 上下水道事業政策課長は、工事の内容に応じ、工事主管課長の意見を聴いて、金銭的保証に替えて、役務的保証を選択するものとする。この場合において、必要に応じ、岐阜市上下水道事業部建設工事請負業者選定委員会において、当該工事の契約に係る保証方法を諮るものとする。

2 役務的保証は、別表第2に掲げる損害保険会社(以下「保険会社」という。)が交付する公共工事履行保証証券とし、請負代金額の10分の3以上の金額に相当する金銭保証又は残工事を完成させる役務保証のあるものとする。

3 役務的保証を選択する基準は、概ね次に掲げるものとする。

(1) 工事の工期を延長することが認められないもの。

(2) 工事の性質上、工事が停止した後、再入札する手続上、残工事を積算することが困難であり、かつ、相当期間を要するもの。

(3) その他役務的保証を付けることが有利と認められるもの。

第2章 請負契約締結時における取扱い

(契約保証金の提出)

第4条 請負業者が契約保証金の納付を選択したときは、上下水道事業政策課長は、岐阜市上下水道事業部企業会計規程(昭和62年水道部管理規程第7号。以下「会計規程」という。)第29条の規定に基づき歳計外現金に係る納入通知書を請負業者に交付するとともに、請負業者に対して、速やかに、契約保証金を指定金融機関に払い込むように促すものとする。

2 請負業者は、契約保証金を払い込んだ後、速やかに、当該契約保証金に係る領収書の写

し及び契約書を上下水道事業政策課長に提出しなければならない。

(契約保証金に代わる担保としての有価証券の提出)

第5条 請負業者が契約保証金に代わる担保として有価証券の提出を選択したときは、上下水道事業政策課長は、会計規程第59条の規定に基づき、請負業者から有価証券及び担保品差入証を受け取り、当該有価証券とともに上下水道事業政策課で保管するものとする。

2 上下水道事業政策課長は、有価証券及び担保品差入証を受け取ったときは、速やかに、担保品受領証を請負業者に交付するものとする。

(契約保証金に代わる担保としての金融機関等の保証書の提出)

第6条 請負業者が契約保証金に代わる担保として金融機関又は前払保証事業会社の保証に係る保証書(以下「保証書」という。)の提出を選択したときは、請負業者は、保証書、保証書の写し及び契約書を上下水道事業政策課長に提出しなければならない。

2 上下水道事業政策課長は、請負業者から保証書を受け取ったときは、当該保証書の内容について、次に掲げる事項に関して確認をするものとする。

(1)名宛人が岐阜市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)であること。

(2)保証人が金融機関又は前払保証事業会社であり、押印(印影が印刷済みのものを含む。)があること。

(3)保証委託者が落札者であること。

(4)保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。

(5)保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金であること。

(6)保証書に記載されている工事名及び工事場所が工事請負契約書に記載の工事名及び工事場所と同一であること。

(7)保証金額が工事請負契約書に記載の契約保証金額以上であること。

(8)保証期間が工期を含むものであること。

(9)保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヵ月以上確保されていること。

3 上下水道事業政策課長は、保証書を工事の完成検査終了後まで保管するものとする。

4 上下水道事業政策課長は、第1項の規定により当該保証書等を受け取ったときは、保証書の写しと契約書を入札結果等の決裁書類とともに工事担当課へ送付するものとする。

(契約保証金に代わる担保としての履行保証保険契約等に係る証券の提出)

第7条 請負業者が契約保証金に代わる担保として損害保険会社(以下「保険会社」という。)の履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券の提出を選択したときは、前条の規定を準用するものとする。

2 前条第2項の規定にかかわらず、上下水道事業政策課長は、請負業者から履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券を受け取った時は、当該証券の内容について、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1)履行保証保険証券にあつては被保険者、公共工事履行保証証券にあつては債権者が管理者であること。

(2)履行保証保険証券にあつては保険会社、公共工事履行保証証券にあつては保証人の

記名押印(印影の印刷済みのものを含む。)があること。

(3) 履行保証保険証券にあっては保険契約者、公共工事履行保証証券にあっては債務者が落札者であること。

(4) 履行保証保険証券にあっては履行保証保険の普通保険約款、公共工事履行保証証券にあっては公共工事履行保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより履行保証保険にあっては保険契約を締結した旨、公共工事履行保証証券にあっては保証債務を負担する旨の記載があること。

(5) 履行保証保険証券にあっては契約の内容、公共工事履行保証証券にあっては主契約の内容としての工事名及び工事場所が契約書に記載の工事名及び工事場所と同一であること。

(6) 履行保証保険証券にあっては保険金額、公共工事履行保証証券にあっては保証金額が請負代金額の10分の1以上(公共工事履行保証証券による保証で請負代金額の10分の3以上の契約保証金相当額の保証が工事請負契約書に記載されている場合は、10分の3以上)であること。

(7) 履行保証保険証券にあっては保険期間、公共工事履行保証証券にあっては保証期間が工期を含むものであること。

(契約書の提出期限)

第8条 第4条から前条までに規定する契約書の提出期限は、原則として、落札決定の翌日から起算して7日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から12月31日、1月2日及び1月3日を除く。)に行うものとする。

(請負業者への指導等)

第9条 契約保証金又はこれに代わる担保の提出に際し、上下水道事業政策課長は、請負業者に対してその契約保証金等の選択及び手続について適切な指導をするものとする。

2 契約保証金に代わる担保として有価証券を請負業者が選択したときは、上下水道事業政策課長は、当分の間、国債若しくは地方債又は銀行小切手(金融機関が振り出し、又は支払保証をしたもの)のいずれかを選択して提出するように指導するものとする。

第3章 工事完成時における取扱い

(契約保証金の返還)

第10条 工事が完成し、完成検査を受けたときは、上下水道事業政策課長は、速やかに、当該工事に係る契約保証金を還付するため、会計規程第44条第1項の規定に基づき支出命令書を作成し、請負業者に対して当該契約保証金を還付するものとする。その際、支出命令書には、契約保証金の納付に係る領収書、当該工事に係る検査調書の写しを添付するものとする。

2 前項の契約保証金の納付に係る領収書は、完成検査終了後、請負業者から受け取っておくものとする。

3 第1項の手続は、工事完成検査終了日の翌日から起算して、30日以内に完了するものとする。

(有価証券の還付)

第11条 工事が完成し、完成検査を受けたときは、上下水道事業政策課長は、速やかに、第5条第1項の規定により提出された有価証券を担保品受領書と引き換えに請負業者に返還しなければならない。

2 前項の手續に要する期間については、前条第3項の規定を準用する。

(金融機関等の保証書の還付)

第12条 工事が完成し、完成検査を受けたときは、上下水道事業政策課長は、速やかに、第6条第1項又は第7条第1項の規定により提出された金融機関の保証書を請負業者に返還するものとする。

2 前項の手續きに要する期間については、第10条第3項の規定を準用する。

第4章 請負代金額の増額及び減額変更に伴う取扱い

(契約保証金額の変更の取扱い)

第13条 請負代金額が増額変更される場合において、その増額分が当初請負代金額の10分の3以内であるときは、契約保証金額は、増額変更を行わないものとする。

2 請負代金額の増額分が当初請負代金額の10分の3を超えるときは、契約保証金額が増額後の請負代金額の10分の1以上になるように増額変更するものとする。

3 請負代金額が減額変更される場合において、請負業者から契約保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上の契約保証金額が保たれる範囲で減額してほしい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金額を変更後の保証金額の10分の1以上に保たれる範囲で請負業者の欲する金額まで減額変更するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、契約保証金に代わる担保として履行保証保険証券及び公共工事履行保証証券が提出されている場合は、保証契約又は保険契約の約款により、保証料又は保険料の減額をしないこととなっているため、原則として、減額を行わないものとする。

(契約保証金の取扱い)

第14条 契約保証金額の増額変更を行うときは、その増額分についての事務処理は、第4条の規定を準用するものとする。この場合において、第4条中「契約保証金」とあるのは「契約保証金の増額分」と、「契約書」とあるのは「変更契約書」と読み替えるものとする。

2 契約保証金額の減額変更を行うときは、上下水道事業政策課長は、請負業者に契約保証金等減額請求書(様式第1号。以下「減額請求書」という。)を提出させ、会計規程第44条第1項の規定により支出命令書を作成し、速やかに、請負業者に対して当該契約保証金の減額分を還付するものとする。その際、支出命令書には、減額請求書、工事請負変更契約書(以下「変更契約書」という。)の写し及び当初契約保証金の納付に係る領収書の写しを添付するものとする。

3 請負業者は、減額請求書の写しと変更契約書を上下水道事業政策課長に提出しなければならない。

4 上下水道事業政策課長は、減額請求書の写し、変更契約書及び変更契約に係る決裁書類(以下「変更契約書等」という。)を工事担当課へ送付するものとする。

(有価証券の取扱い)

第15条 契約保証金額の増額変更を行うときは、上下水道事業政策課長は、その増額分に

相当する有価証券を第5条の規定を準用して請負業者に納めさせるものとする。

この場合において、第5条第1項中「契約保証金」とあるのは「契約保証金の増額分」と、同条第3項中「契約書」とあるのは「変更契約書」と読み替えるものとする。

- 2 契約保証金額の減額変更を行うときは、請負業者に減額請求書、担保品受領書及び変更契約書の写しを提出させるものとする。
- 3 上下水道事業政策課長は、担保品受領証に変更事項を記入し、速やかに、減額分の有価証券及び担保品受領証を請負業者に返還するものとする。
- 4 前2項の場合において、保管する有価証券が可分できないときは、減額後の契約保証金額に相当する有価証券及び当該有価証券にかかる担保品差入証を提出させ、提出済の有価証券と交換するものとする。
- 5 請負業者は、減額請求書の写し、変更後の担保品受領証の写し及び変更契約書を上下水道事業政策課長へ提出するものとする。
- 6 上下水道事業政策課長は、変更契約書等を工事担当課へ送付するものとする。

(金融機関等の保証書の取扱い)

第16条 上下水道事業政策課長は、保証金額の増額又は減額の変更を行おうとするときは、請負業者に対して、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額又は減額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書(以下「保証書に係る変更契約書」という。)の提出を求めるものとする。ただし、保証金額を減額する場合には、上下水道事業政策課長は、工事請負変更契約書(案)を確認の上、保証契約内容変更承認書(様式第2号)を請負業者に交付し、保証書に係る変更契約書の提出を求めるものとする。

- 2 上下水道事業政策課長は、請負業者から保証書に係る変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項について誤りがないかを確認のうえ、直ちに保証書に係る変更契約書の写しを請負業者に返還するとともに、保証書に係る変更契約書は上下水道事業政策課で保管するものとする。

(1)名宛人が管理者であること。

(2)保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(3)保証金額を変更する旨の記載があること。

(4)保証に係る工事の工事名及び工事場所が契約書に記載の工事名及び工事場所と同一であること。

(5)変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。

- 3 上下水道事業政策課長は、請負業者から前項の規定により保証書に係る変更契約書の写し及び変更契約書を受け取ったときは、これらを変更契約に係る決裁書類とともに工事担当課へ送付するものとする。

(公共工事履行保証証券等の取扱い)

第17条 上下水道事業政策課長は、請負代金額の増額変更に伴い、公共工事履行保証証券の保証金額(履行保証保険にあっては保険金額)の変更を行おうとする場合は、請負業者に対して、当該保証金額(履行保証保険にあっては保険金額)を変更後の請負代金額の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

- 2 上下水道事業政策課長は、請負業者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げ

る事項(公共工事履行保証証券の場合にあっては第1号から第6号、履行保証保険の場合にあっては第2号から第7号)等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書の写しを請負業者に返還し、異動承認書を保証書とともに保管するものとする。

(1)債権者が管理者であること。

(2)保証人(履行保証保険の場合にあっては保険会社)の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(3)債務者(履行保証保険の場合にあっては保険契約者)が請負者であること。

(4)異動を承認する旨の記載があること。

(5)証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(6)変更後の保証金額(履行保証保険の場合にあっては保険金額)が変更後の請負代金額の10分の1以上であること。

(7)異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。

3 上下水道事業政策課長は、変更契約書等の提出を受けたときは、変更契約に係る決裁書類とともに工事担当課へ送付するものとする。

4 請負代金額の減額変更があった場合においては、第13条の規定により、公共工事履行保証証券又は履行保証保険の保証金額又は保険金額の減額は、原則として行わないものとする。

5 前項の規定にかかわらず、公共工事履行保証証券の保証金額の減額を行うときは、第1項から第4項までの規定を準用するものとする。ただし、第1項の規定を準用する場合において、上下水道事業政策課長は、請負業者から異動承認書等の提出を求めるのに先立って、上下水道事業政策課長が交付した工事請負変更契約書(案)を確認の上、保証契約内容変更承認書を請負業者に交付するものとする。

第5章 工期延長の場合の取扱い

(保証期間の変更)

第18条 上下水道事業政策課長は、工期の延長を行おうとする場合は、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間が工事が完成するまで存するので、変更手続きは行わないものとする。

(金融機関等の保証の取扱い)

第19条 上下水道事業政策課長は、保証期間の延長を行おうとするときは、請負業者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長する旨の金融機関等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。

2 上下水道事業政策課長は、前項の書類の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、金融機関等が交付する変更契約書の写しを請負業者に返還するとともに、金融機関等が交付する変更契約書を保証書とともに保管するものとする。

(1)名宛人が管理者であること。

(2)保証人が金融機関又は前払保証事業会社であり、押印(印影が印刷済みのものを含む。)があること。

(3)保証期間を変更する旨の記載があること。

- (4)保証に係る工事の工事名及び工事場所が工事請負契約書に記載されている工事名及び工事場所と同一であること。
- (5)変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- (6)保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6カ月以上確保されていること。
- 3 上下水道事業政策課長は、変更契約書等の提出を受けたときは、変更契約に係る決裁書類とともに工事担当課へ送付するものとする。

(公共工事履行保証証券の取扱い)

第20条 上下水道事業政策課長は、保証期間の延長を行おうとするときは、請負業者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

2 上下水道事業政策課長は、請負業者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、異動承認書の写しを請負業者に返還するとともに、異動承認書は保証証券とともに保管するものとする。

- (1)債権者が管理者であること。
- (2)保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。
- (3)債務者が請負者であること。
- (4)異動を承認する旨の記載があること。
- (5)証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (6)異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- 3 上下水道事業政策課長は、変更契約書等の提出を受けたときは、変更契約に係る決裁書類とともに工事担当室へ送付するものとする。

第6章 工期短縮の場合の取扱い

(保証期間の短縮)

第21条 工期の短縮を行う場合において、請負業者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないことになっているので、保険期間の短縮は行わないものとする。

(金融機関の保証についての取扱い)

第22条 上下水道事業政策課長は、保証期間の短縮を行おうとするときは、請負業者に対して、工事請負変更契約書(案)を確認の上、保証契約内容変更承認書を交付し、速やかに、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書の提出を求めるものとする。

- 2 上下水道事業政策課長は、金融機関等の交付する変更契約書等の提出を受けたときは、金融機関等の交付する変更契約書の写しを請負業者に返還するとともに、金融機関等の交付する変更契約書を保証書とともに保管するものとする。
- 3 請負業者は、前2項の手続が終了したときは、金融機関等の交付する変更契約書の写し及び変更契約書を上下水道事業政策課長に提出しなければならない。
- 4 上下水道事業政策課長は、前項の書類の提出を受けたときは、変更契約に係る決裁書類とともに工事担当課へ送付するものとする。

(公共工事履行保証証券についての取扱い)

第23条 上下水道事業政策課長は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、請負業者に対して、工事請負変更契約書(案)を確認の上、保証契約内容変更承認書を交付し、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

2 上下水道事業政策課長は、請負業者から異動承認書等の提出を受けたときは、次に掲げる事項に誤りがないかを確認の上、保険会社が交付する異動承認書の写しを請負業者に返還し、保険会社が交付する異動承認書を当該証券とともに保管するものとする。

(1)債権者が管理者であること。

(2)保証人の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

(3)債務者が請負者であること。

(4)異動を承認する旨の記載があること。

(5)証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(6)異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。

3 上下水道事業政策課長は、工事請負変更契約書等の提出を受けたときは、変更契約に係る決裁書類とともに工事担当課へ送付するものとする。

第7章 請負業者の債務不履行による解除の場合の取扱い

(契約保証金の取扱い)

第24条 上下水道事業政策課長は、工事請負契約約款第47条第1項の規定により契約を解除したときは、歳計外現金として保管されている契約保証金を違約金として歳入に繰り入れるため、会計規程第57条の規定により収入伝票を作成しなければならない。

2 上下水道事業政策課長は、前項の処理を行ったときは、当該処理にかかる決裁及び収入伝票の写しを契約書等とともに綴っておくものとする。

3 上下水道事業政策課長は、工事請負契約約款第47条第2項により違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、請負業者から超過額を徴収するものとする。

(有価証券の取扱い)

第25条 上下水道事業政策課長は、工事請負契約約款第47条第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金に代わる保管有価証券が上下水道事業部に帰属した旨の決裁とり、当該有価証券を換金するものとする。

(金融機関等の保証書の取扱い)

第26条 上下水道事業政策課長は、工事請負契約約款第47条第1項の規定により契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額(ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額)を記載した保証金請求書(様式第3号)及び解除通知の写しを金融機関等に提出するものとする。なお、保証金請求書の写しは、契約書等とともに綴っておくものとする。

2 上下水道事業政策課長は、金融機関等から保証金を支払う旨の通知を受けたときは、会計規程第28条及び同規程29条の規定により保証金の収入の手続を行うものとする。

3 上下水道事業政策課長は、工事請負契約約款第47条第2項に規定する違約金の金額が保証金の金額を超過している場合は、別途、請負業者から超過額を徴収するものとする。

る。

(公共工事履行保証証券及び履行保証保険の取扱い)

第27条 上下水道事業政策課長は、工事請負契約約款第47条第1項の規定により契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額(ただし、保証金額(履行保証保険にあっては保険金額。以下同じ。))が違約金の金額未満の場合は保証金額)を記載した保証金請求書(履行保証保険にあっては保険金請求書(様式第3号)。以下同じ。)及び解除通知の写しを保険会社に提出するものとする。なお、保証金請求書の写しは、工事請負契約書等とともに綴っておくものとする。

2 上下水道事業政策課長は、保険会社から保証金(履行保証保険にあっては保険金。以下同じ。)を支払う旨の通知を受けたときは、会計規程第28条及び同規程第29条の規定により保証金の収入の手続きを行うものとする。

3 上下水道事業政策課長は、工事請負契約約款第47条第2項に規定する違約金の金額が保証金の金額を超過している場合は、別途、請負業者から超過額を徴収するものとする。

第9章 その他

(協議)

第28条 この要領を運用する場合において、工事担当課、上下水道事業政策課は、互いに連絡を取り合うものとする。

2 前項に規定する関係課において、この要領に係る事務処理に疑義が生じたときは、協議するものとする。

(委任)

第29条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。